

熊本市感染症予防計画 (概要版)

(令和7年(2025年)3月改訂)

熊本市

第1章 感染症予防計画の基本方向

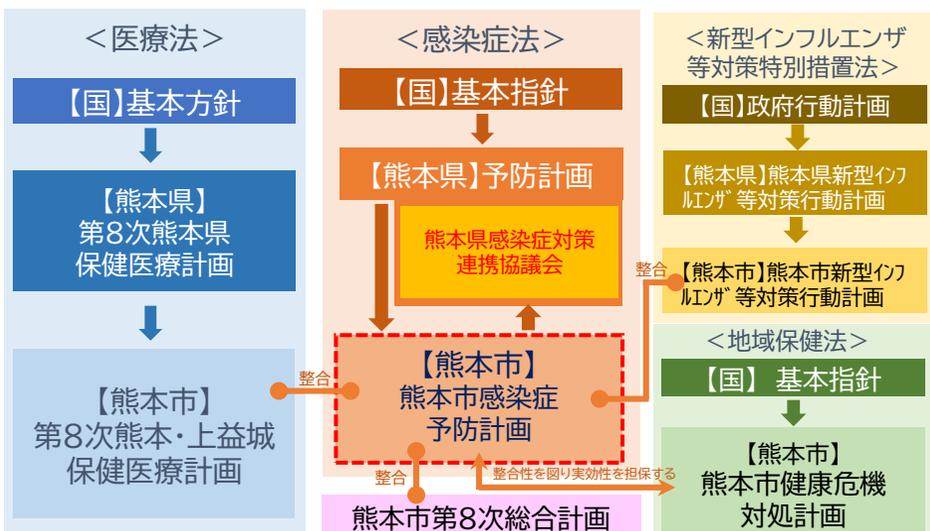
1. 計画の目的

令和4年(2022年)12月の感染症法改正に伴い、保健所設置市である熊本市においても、予防計画の策定が義務付けられました。

新型コロナウイルス感染症への対策及び対応を踏まえ、今後の感染症の発生予防とまん延の防止、感染者に対する良質かつ適切な医療の提供、病原体等の検査体制の確立、人材養成、市民に対する啓発や知識の普及とともに、国及び県との連携のもとに、適切かつ効果的な感染症対策を推進する際の基本方向を示すことを目的とします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の基本指針、県の予防計画に即して策定することとします。また、以下のとおり、健康危機対処計画等の関連計画との整合性も図ります。



3. 計画の性格と基本方向

本計画で対応する感染症は「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」を基本としつつ、その他多様な感染症にも柔軟に対応します。ただし、新興感染症等がウイルス性出血熱等の感染症と判明した場合は、国の個別の対応方針に従い対応します。

今後の新興感染症等に迅速かつ的確に対応するために、事前対応型の体制を構築し、関係機関等との連携強化や計画に掲げる取組を着実に実施します。

また、災害が発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築に努めます。

なお、熊本県が設置する「熊本県感染症対策連携協議会」において、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、PDCAサイクルに基づき検証し、改善を図ります。

【計画の性格と基本方向】

- (1) 事前対応型の体制の構築
- (2) 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- (3) 人権の尊重
- (4) 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- (5) 熊本市の果たすべき役割
- (6) 市民及び医師等の役割
- (7) 予防接種の推進

【新型コロナウイルス感染症対応の検証を踏まえた計画への反映状況】

分野		検証結果		新たな感染症に備えた今後の方向性		予防計画の該当項目
予防・まん延防止体制	市民への呼びかけ	・本市独自のリスクレベルの設定や医療非常事態宣言の発令により感染状況を分かりやすく周知でき、感染拡大防止のための行動変容につながった。	➔	・当初から警戒を発する基準を設定し、感染拡大防止対策の徹底や警戒を呼び掛ける仕組み作りを実施。	➔	第3章
	発生届疫学調査	・感染者数が増加した際、発生届の受理や聞き取り調査の業務が増大し、陽性者への初回連絡が遅れることがあった。	➔	・ウイルスの特性に合わせた柔軟な陽性者対応。(疫学調査の重点化等) ・医療DX(デジタルトランスフォーメーション)を活用した情報収集の実施。	➔	第3章 第8章
	高齢者施設等の支援体制	・陽性者発生初期から「医療支援チーム」や「業務支援チーム」による早期介入により、現場に即した助言・指導を行うことで、感染拡大防止を図ることができた。	➔	・感染対策の対応力の向上を図るために、平時から基本的な感染対策の必要性を啓発し、定期的な研修や訓練を実施。 ・「初動対応チーム」や感染対策指導・治療等を行う「医療チーム」、高齢介護施設等の業務継続のための「支援チーム」の派遣について検討し、段階的に派遣を実施。	➔	第5章 第7章
相談・検査体制	電話相談窓口	・陽性者の増加に伴い、電話相談件数が急増し多忙を極め、職員の疲弊の一因となった。	➔	・リソースの最適化を図るため、早期に業務委託を実施。併せて、適切な情報提供と市民の不安解消に繋げるため、市のホームページ等で迅速に情報提供を実施。	➔	第10章 第12章
	検査体制	・ウイルスの特性が未知の状況では、検体採取を行う医療機関の確保が困難となり、その後の行政検査へ繋がれない可能性がある。	➔	・医師会等の関係団体と連携し、行政検査を集中的に実施する地域外来・検査センター(PCRセンター)等の設置を検討。	➔	第4章
医療提供体制	患者の移送体制	・保健所管轄区域をまたぐ患者の移送については、関係機関と詳細な運用ルールを共有し、円滑な移送体制の確保を行う必要があった。	➔	・保健所管轄区域外から熊本市保健所管轄の医療機関への転院に関して、原則、現に患者が入院している医療機関を管轄する保健所又は消防機関等が行うよう、関係機関と検討し、実施。	➔	第6章
	入院医療体制	・病床ひっ迫時、救急要請した陽性者の入院調整に時間を要し、搬送困難事例が多発。また、三次救急医療機関に搬送された患者の、症状軽快時の転院先の空き病床が不足し、三次救急医療機関の病床ひっ迫や負担増加を招いた。	➔	・三次救急だけでなく、病床自体のひっ迫と入院受入医療機関の疲弊を防ぐために、感染初期から夜間・休日の入院受入医療機関を十分に確保し、その中でも役割分担を実施。	➔	第5章
	宿泊・自宅療養体制	・宿泊療養中の症状悪化に対し、診察や処方等に提供が必要であったが、実施までに時間を要したことから、設置主体である県及び関係機関と宿泊療養施設内の医療提供体制の確保について早期の協議が必要。	➔	・早期段階での宿泊施設における医療提供体制(往診等を含む)の確保を行うため、県等と協議を実施。	➔	第7章
	外来医療体制	・自宅療養者の増加に伴い、療養期間中に症状悪化した者等が受診できる仕組みが必要となり、医療機関への個別訪問を行い、対応可能な医療機関の確保に努め、陽性者外来診療体制を強化した。	➔	・患者が安心して円滑に受診できる体制について、県及び医師会等と連携して早期に構築。	➔	第5章
組織体制	全庁的な組織体制	・感染症発生時の対策として「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」等が策定されていたが、初動で健康危機管理体制が十分機能せず、庁内で混乱が生じた。	➔	・平時から新興感染症に備え、体制や所要人員、市対策本部の運営等を担う組織の設置の検討などを事前に想定・準備。	➔	第10章
	保健所の組織体制	・業務の棚卸しが不十分で、外部委託が可能と思われる業務についても保健所等職員で行うことがあった。	➔	・感染拡大時の職員の負担軽減や業務効率化のため、各種業務で外部委託に向けたリスト化や仕様の作成を実施。	➔	第10章

第2章 感染症の発生の予防のための施策

感染症の発生の予防対策においては、感染症対策の基本原則である、「感染源対策」、「感染経路対策」、「感受性対策」のそれぞれについて適切な対応策を講じることが求められます。

熊本市は、国や熊本県、関係機関との連携を図りながら、具体的な感染症対策の企画、立案、実施及び評価に取り組みます。

【主な項目】

感染症発生動向調査

- ・感染症の発生予防のため日常的に行われるべき対策としては、感染症が発生する前あるいは発生の直後にその動きを捉えて、市民及び関係機関に情報を提供し、初期予防対策の徹底を図るため、感染症発生動向調査を重要な施策のひとつに位置づけます。
- ・感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、さらには、2次感染の発生予防及びまん延防止のためにも極めて重要な意義を有しています。したがって、国及び熊本県との連携のもとに、病原体に関する情報を統一的に収集、分析し、公表する体制の整備を図ります。

県や検疫所との連携

- ・現在、入国時の検疫は、検疫法に基づき検査等が実施され、また必要に応じ入国者の健康状態の異状の有無についても確認することとなっており、これらの結果は都道府県に連絡されることとなっています。そのため、熊本県や検疫所との連携を密にし、市内での感染症発生の動きを捉えて、まん延の防止を図ります。

予防接種

- ・伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から、予防接種法に基づく定期予防接種の推進を図ります。また、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認められた場合には、臨時に予防接種を実施します。

第3章 感染症のまん延の防止のための施策

感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応することとし、その際は、患者等の人権を尊重することとします。また、市民一人ひとりの予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた、早期治療の積み重ねによる社会全体における予防の推進を図ることを基本とします。

【主な項目】

積極的疫学調査

- ・積極的疫学調査の実施に当たっては、対象者の人権に配慮し、協力が得られるようその趣旨を丁寧に説明し理解を得るよう努めます。
- ・平常時よりIHEAT要員を含めた初動体制を整備し、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と密接な連携を図ることにより、詳細な流行状況、病原体、感染源、感染経路等の究明を迅速に行います。
- ・感染症発症時は、感染源の把握と感染拡大防止のために、丁寧な疫学調査や幅広い検査を行います。またウイルスの特性が明らかになった場合は、国の方針等を踏まえ、疫学調査の重点化の検討や柔軟かつ迅速な陽性者への対応に努めます。

対人措置の実施

- ・検体採取等、健康診断、就業制限及び入院勧告の対人措置を伴う対策を行うに当たっては、患者等の人権を十分尊重するとともに、感染症の発生及びまん延に関する情報を患者等に提供し、その理解と協力を求めることを基本とします。

感染症の診査に関する協議会

- ・感染症の診査に関する協議会においては、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断はもとより、患者等への医療の提供及び人権の尊重の視点も必要であり、協議会委員の委任に当たってはこの趣旨を十分に考慮します。

指定感染症及び新感染症への対応

- ・指定感染症は、健康危機管理の観点から対策が確立されるまでの間、緊急避難的に設けられたものであることから、国や熊本県と十分な連携のもとに対処し、まん延防止に努めます。

第4章 感染症の病原体等の検査体制及び検査能力の向上

感染症対策において、病原体等の検査体制及び検査能力を有することは、感染の拡大防止の観点から極めて重要です。そのため、熊本市環境総合センターを病原体検査及び研究に係る技術的専門機関と位置づけ、地域の検査機関の資質及び精度向上のため情報や技術の提供を行うとともに、保健所における病原体等の検査体制等の充実を進めます。

【主な項目】

感染症の病原体等の検査の推進

- ・熊本市環境総合センターは、技術的専門機関として感染症対策において重要な役割を担うことから、十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置に努めます。
- ・新興感染症の発生などの有事を想定し、初動を速やかに行い、円滑に検査やゲノム解析に取り組むことができるよう、定期的実践型訓練を実施します。
- ・熊本市環境総合センターの検査機器等については、周辺の機器も含めリスト化し、平時からのメンテナンスを行うとともに、機器の更新等について、計画的に予算確保を図り、適切な維持管理に取り組みます。

検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

- ・熊本市では病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表できるようにします。

【検査体制の目標値】

検査体制については、平時から医療機関・民間検査機関との協力・連携体制を構築することで、新興感染症が発生した場合に備えます。

項目	流行初期	流行初期以降
検査実施能力	500件/日	3,200件/日
熊本市環境総合センター	300件/日	300件/日
医療機関・民間検査機関等	200件/日	2,900件/日
熊本市環境総合センターの検査機器数	2台	2台

※流行初期…発生公表後1ヶ月以内、流行初期以降…発生公表後6ヶ月以内

第5章 感染症に係る医療を提供する体制の確保

感染症の患者に対して早期に良質かつ適切な医療を提供し、重症化を防ぐとともに、感染症の病原体の感染力を減弱し、かつ、消失させることにより周囲への感染症のまん延を防止することを基本とします。

【主な項目】

感染症に係る医療提供体制

・感染症に係る医療提供体制については、役割分担を行い、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携体制を構築します。主な対応は以下のとおりです。

●重症者や要配慮者等への対応

新興感染症の発生及びまん延に備え、必要な医療提供体制を確保することを基本としつつ、重症者用の病床の確保を行います。

特に配慮が必要な患者（精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障がい者（児）、高齢者、認知症である者、がん患者、外国人等）や感染症以外の患者への対応を含めて切れ目のない医療提供体制の整備に努めます。

●高齢者施設等への対応

高齢者施設等の療養者に対し、新興感染症に係る医療の提供を行うため、クラスター発生時の医療人材派遣等を含めた応援体制の確保や医療提供体制の拡充に努めます。

また、回復した患者の退院先となる高齢者施設等とも連携したうえで、後方支援体制の拡充に努めるとともに、都道府県の区域を超えた医療人材の応援を要請する場合の方針について、平時から熊本県と連携し確認を行います。

●休日・夜間の対応

新興感染症が発生した際、流行初期の段階から、休日・夜間に速やかな入院調整が必要な中等症患者等の受入体制を確保するために、「休日・夜間輪番体制」を構築します。

実施にあたっては、休日・夜間に患者を受入れる医療機関に過度な負担がかからないよう関係機関と協議し、体制拡充や平日昼間帯の受入を行う医療機関との役割分担等の機能分化を図るなど、休日・夜間輪番体制の円滑な運用に努めます。

なお、重症患者については、県の重症輪番体制に従い実施します。

救急医療体制

・新興感染症の発生及びまん延時においては、感染症医療と通常医療の確保のため、救急医療を含め、地域における医療機関の機能や役割を踏まえた医療機関との連携体制を構築します。

入院調整体制

- ・二次保健医療圏を基本として、病原性や感染性を踏まえ、医療機関と保健所、または医療機関間で適宜調整の上、患者の受入調整を実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染拡大時に療養先トリアージなどを行う保健所機能を補完する機関等の検討を行うことで、適切な療養に繋げるとともに保健所の機能強化を図ります。
- ・二次保健医療圏を同じくする保健所とは、運用方法について適宜協議を行い、円滑な入院調整を実施します。
- ・域内調整が困難な重症患者や特別な配慮が必要な患者の入院調整業務については、県と連携の上、実施します。

【医療提供体制の目標値】

医療提供体制について平時から準備することで、新興感染症が発生した場合に備えます。

項目	目標値				単位
	流行初期	単位	流行初期以降	単位	
確保病床数	155	床	496	床	病床数
うち重症病床数	9	床	25	床	病床数
うち軽症中等症病床数	146	床	471	床	病床数
発熱外来医療機関数	50	機関	330	機関	医療機関数
自宅療養者等 健康観察・診療医療機関数		機関	341	機関	医療機関数
機関種別	病院	機関	31	機関	医療機関数
	診療所	機関	169	機関	医療機関数
	薬局	機関	126	機関	医療機関数
	訪問看護ステーション	機関	15	機関	医療機関数
後方支援 受入可能機関数		機関	50	機関	医療機関数

※流行初期…発生公表後3ヶ月以内、流行初期以降…発生公表後6ヶ月以内

第6章 感染症患者の移送のための体制の確保

感染症患者の移送体制の確保に当たっては、一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症の発生及びまん延時において、熊本市保健所及び熊本市消防局が必要な情報を共有し、協働して移送を行います。

しかしながら、熊本市保健所及び熊本市消防局のみでは対応が困難な場合においては、他の消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等に取り組みます。

【主な項目】

移送体制の役割分担及び人員体制

- ・感染症の患者の移送体制については、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、発生公表後1か月以内を流行初期、発生公表後6か月以内を流行初期以降と定め、以下の役割分担をもとに、人員体制の整備を行います。

【流行初期(発生公表後1か月以内)移送体制の役割分担】			【流行初期以降(発生公表後6か月以内)移送体制の役割分担】		
搬送先	症状	移送主体	搬送先	症状	移送主体
自宅等→医療機関 宿泊療養→医療機関	軽症者等	保健所又は民間委託等による移送	自宅等→医療機関 宿泊療養→医療機関	軽症者等	民間委託等による移送
	重症者	救急搬送(熊本市消防局)		重症者	救急搬送(熊本市消防局)
	要配慮者	民間委託等による移送		要配慮者	民間委託等による移送
自宅等→宿泊療養	軽症者等	保健所又は民間委託等による移送	自宅等→宿泊療養	軽症者等	民間委託等による移送
	要配慮者	民間委託等による移送		要配慮者	民間委託等による移送

移送体制の確保

- ・一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、平時より、移送に必要な車両の確保、民間移送機関や民間救急等と連携を図り、体制の確保に取り組みます。

高齢者施設等との連携

- ・高齢者施設等に入所しており配慮を必要とする方の移送については、高齢者施設等の関係団体等とも連携し、移送の際の留意事項などを含め事前に協議を行い、移送体制の強化を図ります。

移送体制の強化に向けた訓練等

- ・一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者又は疑似症患者並びに新興感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、取り組みます。

第7章 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者については、体調悪化時等に、適切な医療につなげることができる健康観察の体制を整備します。また、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、当該対象者について生活上の支援を行います。

【主な項目】

健康観察の体制

- ・外出自粛対象者の健康観察においては、医療機関、医師会、薬剤師会、看護協会や民間事業者への委託等を活用することで、感染者が急増した場合においても、体制の確保を図ります。また、療養期間中の症状悪化等に対応するため、県及び医師会と連携し、患者が円滑に受診出来る体制（オンライン診療を含む）づくりを行います。

宿泊施設の運営

- ・平時より、宿泊施設の入所案内と運営を一体的に行う体制に係るマニュアル等を整備するなど、効率的な運営体制確保に取り組みます。また、感染症の発生及びまん延時には、医療提供体制の状況を踏まえつつ、迅速に職員、資機材等を確保するなど、円滑な宿泊施設の運営体制の構築を行います。

生活支援の体制

- ・平時より生活支援物資や医療品等の準備について広報・啓発を行うと共に、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるようにするため、民間事業者への委託を活用しつつ、食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行うとともに、自宅療養時においても、必要な医薬品を支給できる体制を確保します。

高齢者施設等の感染対策

- ・平時より感染対策への対応力向上のために、基本的な感染対策の必要性を啓発し、定期的な研修や訓練を繰り返す行うなど、対応力の向上を図ると共に医療機関との連携を強化します。また、新興感染症の発生及びまん延時においても、医療機関等と連携し、施設内における感染のまん延を防止するための指導や助言に取り組みます。

第8章 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであることから、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本となるべきものです。

このため、必要な調査及び研究の方向性の提示、研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進します。

【主な項目】

熊本市保健所の役割

- ・地域における感染症対策の中核的機関として、感染症対策に必要な情報の収集や調査及び研究に当たっては、熊本市環境総合センターと連携を図りつつ、計画的に取り組むとともに、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として取り組みます。

熊本市環境総合センターの役割

- ・熊本県及び熊本市保健所等との連携の下、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集や分析及び公表の業務に取り組み、感染症対策に重要な役割を果たします。

医療DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

- ・感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集することが、感染症対策を推進するうえで重要です。感染症指定医療機関をはじめとする各医療機関の医師が報告する発生届及び積極的疫学調査等に関する情報について、国が整備する発生動向調査の情報基盤を活用し、電磁的方法による報告への移行に取り組み、医療DXを推進します。
- ・収集した情報を分析する場合においては、個人を特定しないように配慮します。

第9章 感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上

近年の感染症対策については、公衆衛生及び医療等の現場で、適切に対応できる知見を有する多様な人材が求められています。

そのため、感染症に関する幅広い知識を有する人材を確保するために、熊本市保健所及び熊本市環境総合センター等の職員に対する研修を推進するとともに、研修成果を関係機関等との連携の充実に活用します。

【主な項目】

感染症予防に関する人材の養成及び資質の向上

- ・感染症予防のための知識及び技術の向上に努め、新興感染症に対応できる人材を養成します。
- ・資質の向上を図るために、熊本市保健所において、有事に備え、新興感染症寄附講座等を活用し、実践型訓練を含めた感染症対応研修・訓練を、年14回以上開催します。

IHEAT要員の人材の養成及び資質の向上

- ・新興感染症に備え、IHEAT要員の確保、研修の実施、連絡体制の整備や所属機関との連携強化を図ります。
- ・IHEAT要員に対し、実践的な訓練を含む研修を、少なくとも年1回開催するとともに、国が実施する感染症の高度な研修等の受講を促します。

医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

- ・感染症対応を行う医療従事者等に対して、熊本市保健所で開催する実践的な訓練を含む研修への参加を促すとともに、研修への支援に取り組みます。

【人材の養成及び資質の向上の目標値】

人材の養成及び資質の向上に着実に取り組むために目標値を設定します。

それに即した研修や実施型の訓練に平時から取り組むことで、新興感染症が発生した場合に備えます。

熊本市保健所における取組	目標値
保健所の感染症有事体制の構成員等を対象とした研修・訓練の回数	年14回
熊本市環境総合センターにおける取組	目標値
職員等に実施する研修・訓練等の回数	年1回以上
上記取組の内訳	目標値
国立感染症研究所等が実施する研修・訓練への職員参加回数 及びIHEAT研修の実施回数	年6回

第10章 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

熊本市保健所は、地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき、国が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関であるとともに、感染症の感染拡大時においても健康づくり等地域保健対策にも継続的に取り組みます。

また、平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みを構築します。

【主な項目】

有事に備えた体制の構築

- ・感染症発生時、初動から健康危機管理体制のマネジメントや、市対策本部や保健所対策本部の運営等を担う組織を保健所内に設置すると共に、感染拡大時の体制移行や所要人数について受援体制も含み想定した上での体制づくりを行います。
- ・感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時において、その体制を迅速に切り替えることができるよう体制の確保を図ります。

効率的な体制づくり

- ・感染者や業務量に応じた体制確保に向け、保健所等のBCPを発動し、業務の延期・縮小・中止を適宜実施します。
- ・体制整備に当たっては、業務の一元化、外部委託、ICT（情報通信技術）活用を含め効率的な体制づくりに取り組みます。

統括保健師の配置

- ・熊本市保健所において、地域の健康危機管理体制を確保するため、管理責任者である保健所長を補佐し総合的なマネジメントを行う統括保健師を配置します。

【保健所体制の目標値】

保健所体制について平時から準備することで、新興感染症が発生した場合に備えます。

項目	目標値
業務量に対応する人員確保総数	240人
うち即応可能なIHEAT要員の確保数	37人

※流行初期…発生公表後1ヶ月以内

第11章 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策

- 感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要がある場合には、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な措置を講じます。
- 新感染症の患者の発生や生物テロが想定される場合などにおいては、危機管理部局と連携し、専門家の派遣等の支援を受けながら、迅速かつ的確な対策を講じます。

第12章 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の 人権の尊重

情報管理やリスクコミュニケーションの観点から、適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行います。さらに、感染症のまん延防止のための措置に当たっては、人権を十分に尊重します。

【主な項目】

感染症予防教育の推進

- ・感染症予防教育は、感染源、感染経路及び感受性に係る知識の普及を基本とし、「他人に感染させない方法」や「感染を予防する方法」等を周知することが最も効果的であるため、市民に対し、熊本市保健所を中心に関係機関と連携し、感染症予防教育に取り組みます。

啓発活動等の推進

- ・診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面における、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成及び各種研修の実施等、必要な施策を講じるとともに、市政だよりの活用及び報道機関等への情報提供などにより、市民への感染症の情報の提供に努めます。

感染症相談窓口の設置

- ・指定感染症や新感染症が発生した場合には、熊本市保健所に専用相談窓口を設置すると共に、市のホームページ等で迅速に情報提供を行います。また感染状況に応じた相談窓口の設置を行うことで、適切な情報提供と市民の不安解消に努めます。

第13章 その他感染症予防の推進

【主な項目】

施設内感染防止の推進

- ・病院、診療所、高齢者施設等において感染症が発生又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、医師会等の関係団体の協力を得て、施設の開設者又は管理者に提供し、普及や活用を促します。

災害時の防疫活動の推進

- ・災害発生時においては、「熊本市地域防災計画」に基づき、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発生及びまん延防止を図ります。その際、熊本市保健所において、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を実施します。

結核にかかわる対策

- ・定期の健康診断の対象者については、県が策定する「熊本県結核対策プラン」に基づき実施しています。熊本市が実施主体である健康診断においては、主に40歳以上の方を対象に行っています。対象者については、熊本市における、罹患状況に応じ検討を行います。

食品衛生・環境衛生対策の連携

- ・経口感染の重要な分野を占める食品については、食品媒介感染症の予防を効果的に行うため、食品保健部門が主体となり、食中毒対策の一環として営業施設及び給食施設等の監視、指導及び検査に努めます。
- ・平時から水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等、病原微生物を伝播する媒体に対する関心を高めておくことが重要であり、市民に対する正しい知識の普及等について、環境衛生部門と連携を図りながら対策を講じます。

動物由来感染症対策の推進

- ・動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行われるよう獣医師等に対し、感染症法第13条の規定による届出や狂犬病予防法に規定する届出の義務について周知徹底を図るとともに、関係機関及び関係団体等との情報交換を行い、市民への情報提供に努めます。